



島根県報

平成19年12月 4 日 (火)
第 1,937 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (税 務 課) 1

告 示

平成19年度島根県准看護師試験の実施 (医 療 対 策 課) 4

保安林の指定 (森 林 整 備 課) 5

土地収用法の規定に基づく事業の認定 (用 地 対 策 課) 5

教委告示

島根県指定有形民俗文化財の指定の解除 (文 化 財 課) 6

公布された条例等のあらまし

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第103号)

1 規則の概要

県税の納税等の証明書の交付申請に係る本人確認の手段を明確化し、及び代理人の委任状の様式を整備するため、県税の納税等の証明書交付申請書の様式を改正することとした。(第68号様式その1関係)

2 施行期日

平成20年 4 月 1 日から施行することとした。

規 則

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年12月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第103号

島根県県税条例施行規則の一部を改正する規則

島根県県税条例施行規則 (昭和51年島根県規則第16号) の一部を次のように改正する。

第68号様式その1を次のように改める。

第68号様式その1(第30条関係)

(表)

申請に際しての注意事項を裏面に記載しておりますので、必ず御確認ください。

収入証紙

県税の納税等の証明書交付申請書(一般用)		番号	
年 月 日	申請者 (窓口に来られた方)	住 所 (所在地)	
県民センター所長様	公的証明書で本人確認します。	ふりがな 氏 名 又は 法人名及び 代表者氏名	㊟
証明を受けようとする事項	1 全税目について未納の徴収金がないこと。 2 一部税目 法人県民税、法人事業税、個人事業税、自動車税、鉦区税 その他() (1) 未納の徴収金がないこと。 (2) 税 額 年 度(年度分) 期 別(年 月 日~ 年 月 日分) 3 その他()		
証明書の使用目的	1 担保権の設定のため 7 県との随意契約に係る見積書を提出するため 2 試掘権の延長のため(鉦区税) 8 県が行う入札の参加資格審査を受けるため 3 採掘権への転願のため(鉦区 (一般競争入札に参加の場合も含む。) 税) 9 建設業の許可を受けた業者が知事に届出を行 4 採掘鉦区又は採掘出願地の増 うため 減の出願のため(鉦区税) 10 その他() 5 県の行う融資を受けるため 6 5以外の融資を受けるため		
交付を受けようとする証明書の枚数	枚		

委任状

代理人の方が来所される場合には、御本人(法人の場合は代表者)からの委任状(御家族、従業員の方も含む。)が必要です。

(代理人)

住 所
氏 名

私は、上記の者を代理人と定め、島根県税の納税等の証明書の交付申請及び受領の権限を委任します。

年 月 日

(委任者)

住 所(所在地)
氏 名(名称)

㊟

法人の場合は所在地、名称及び代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

委任者が個人の場合は、必ず本人が自署押印してください。

県処理欄	窓口交付 郵 送	申請者の確認	本人 代理人	確認方法	免許証 健康保険証 パスポート 住基カード その他()	取扱者	
------	-------------	--------	-----------	------	--	-----	--

(裏)

申請に際しての注意事項

- 1 窓口に来所の際に、申請者御本人であることを確認させていただきます。御本人であることを確認（代理人の場合も同様）できる公的証明書（運転免許証、健康保険証など）をお持ちください。
- 2 代理人の方が来所される場合には、御本人（法人の場合は代表者）からの委任状（御家族、従業員の方を含む。）が必要となります。
- 3 委任状には、必ず御本人が署名押印してください。
- 4 使用目的が1、5、6、8、9又は10の場合には、手数料が必要です。
- 5 納税証明書を郵送で請求される場合の方法その他不明な点は、各県民センター又は県民センター各事務所の納税窓口にお尋ねください。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前の島根県県税条例施行規則の規定により作成した用紙で、この規則の施行の際現に残存するものについては、当分の間、これを使用することができる。

告 示

島根県告示第990号

保健師助産師看護師法(昭和23年法律第203号)第18条の規定に基づき、平成19年度島根県准看護師試験を次のとおり実施するので、保健師助産師看護師法施行規則(昭和26年厚生省令第34号)第19条の規定により告示する。

平成19年12月4日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日

平成20年2月14日(木) 午後1時から午後3時30分まで

2 試験場所

松江市殿町158 島根県民会館
浜田市野原町1826の1 島根県立西部総合福祉センター(いわみーる)

3 試験科目

人体の仕組みと働き、食生活と栄養、薬物と看護、疾病の成り立ち、感染と予防、看護と倫理、患者の心理、保健医療福祉の仕組み、看護と法律、基礎看護、成人看護、老年看護、母子看護、精神看護

4 受験資格

保健師助産師看護師法第22条の規定に該当する者

5 受験手続及び提出書類

受験願書に次に掲げる書類を添え、島根県松江市殿町1番地島根県健康福祉部医療対策課へ直接又は郵送(書留郵便に限る。)により提出すること。

(1) 受験票

(2) 修業証明書又は卒業証明書(出願時において、修業見込み又は卒業見込みの者は、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出し、平成20年3月5日(水)までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。)

(3) 写真(出願前6月以内に撮影した正面、上半身、脱帽で縦6センチメートル、横4センチメートルのものを受験票の所定欄にはり付けること。「スピード写真」を使用しないこと。)

6 受験願書提出期間

平成20年1月7日(月)から1月18日(金)まで(郵送の場合1月18日の消印のあるものまでを有効とする。)

7 受験手数料

6,900円(島根県収入証紙で納付すること。)

8 合格発表

平成20年3月14日(金)午前9時県庁前の掲示板に受験番号を掲示するとともに、島根県報に登載する。同日午前9時30分より島根県のホームページ「医療対策課」にも合格者の受験番号を掲載する。

9 その他

(1) 受験願書の用紙は、島根県健康福祉部医療対策課へ請求すること。郵送希望の場合は、封筒の表に「准看護師試験受験願書請求」と朱書きし、140円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(角形2号)を同封し、請求すること。

(2) 受験についての詳細は、島根県健康福祉部医療対策課（電話0852 - 22 - 5252）へ問い合わせること。

島根県告示第991号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により保安林の指定をするので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成19年12月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林の所在場所

大田市三瓶町池田字阿弥陀経2787、字楨原阿弥陀経2788

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び大田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

島根県告示第992号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

平成19年12月 4 日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 起業者の名称

出雲市

2 事業の種類

神門通り広場（仮称）整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

島根県出雲市大社町杵築南地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

「神門通り広場（仮称）整備事業」（以下「本件事業」という。）は、土地収用法（以下「法」という。）第3条第32号に掲げる「国又は地方公共団体が設置する公園、緑地、広場、運動場、墓地、市場その他公共の用に供する施設」に関する事業に該当する。

よって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本件事業の起業者である出雲市は、起債等により財源措置を講じているので、本件事業を遂行する意思と能力を有

すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 本件事業は、「神門通り」の沿線に集客イベント会場や、臨時駐車場として多目的に活用できる「神門通り広場（仮称）」を整備し、「神門通り」への集客効果を高め、出雲大社門前町の活性化と地域振興に大きく寄与することが期待できる。

よって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 一方、本件事業の施行により失われる利益は、起業地の選定に当たり、土地代が最も安価であり、文化財も見られず、貴重動植物の存在も認められない候補地を選定しているところから、軽微なものであると考えられる。

ウ アで述べた得られる利益と、イで述べた失われる利益を比較考量した結果、前者が後者に優越すると認められる。

よって、本件事業は法第20条第3号の要件を充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

同市においては、総合振興計画「21世紀出雲のグランドデザイン」において、「21世紀出雲神話観光大国の創造プロジェクト」として、「交流人口 1,000万人の実現」を掲げ、出雲大社門前町整備、活性化を進めることとしている。

特に、本件事業はまちの活気を取り戻すために「神門通り」を出雲大社への参拝道と位置づけ、来訪者の回遊性を高めていくことに重点を置いており、観光客の嗜好の多様化などから、観光地としての相対的な位置の低下が懸念される出雲大社及び門前町の再興に大きく貢献することが期待されることから、早急に施行する必要性が認められる。

また、本件事業に係る起業地は、施設規模及び利用目的等から勘案し、当該施設建設に必要な最小限の範囲内であると認められる。

さらに収用の範囲は恒久的に設置される施設の用に供する起業地の範囲内にあり、合理的であると認められる。

よって、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

既述のとおり、本件事業は法第20条各号の要件をすべて充足するものと判断される。

5 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

出雲市役所（都市整備部大社門前町整備課）

教 育 委 員 会 告 示

島根県教育委員会告示第10号

島根県文化財保護条例（昭和30年島根県条例第6号）第27条第1項の規定により、次の島根県指定有形民俗文化財の指定を解除したので、同条第2項の規定により告示する。

平成19年12月4日

島根県教育委員会委員長 北 島 建 孝

指定告示	名 称	員 数	所 在 地	所 有 者
昭和49年島根県教育委員会告示第11号	蓮華会舞の面	9面	隠岐郡隠岐の島町池田5	隠岐国分寺